

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スナップ

No.2395

メルマガ登録はこちら

## 特集Ⅰ

「手作り」、健康施策が行動を変える  
毎日アプリで設問に回答

富士通ゼネラル

## 特集Ⅱ

くも膜下出血予防へ  
バス会社が脳ドック負担  
運輸デジタルビジネス協議会

## トピックス

VRで点検業務の危険体感  
西日本高速道路エンジニアリング九州

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは

☎ 0120-972-825

メルマガも配信中です!

2  
1日号  
2022



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21  
堀社会保険労務士事務所

所長 堀 真志

山形会

第337回

老人ホームの事務担当がコロナ感染

### ■ 災害のあらまし ■

Sは有料老人ホームで事務の業務に従事している。Sの業務は通常事務室で行っており、利用者や利用者の世話・介護などをする者（介護士など）と接触することはほとんどない。

同施設内の利用者新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したため、SもPCR検査を行ったところ、陽性反応となり当該ウイルスに感染していることが判明した。Sは、工作中に新型コロナウイルスに感染したのが原因として、労災認定の手続きを行った。

### ■ 判断 ■

Sは医療従事者などに該当せず、感染源が業務に内在していたことが明らかに認められるとはいえないとして、**業務外**と判断され、不支給となった。

### ■ 解説 ■

新型コロナウイルス感染症による労災補償の考え方および具体的な取扱いについては、厚生労働省の通達（令和2年4月28日基補発0428第1号）に示されている。

基補発0428第1号1では、労災補償の考え方について、従来からの業務起因性の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という）第1の2第6号1または5に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と特性にかんがみた適正な対応が必要となるため、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したもの

と認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすることとしている。

※別表第1の2第6号1

患者の診療もしくは看護の業務、介護の業務または研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患

※別表第1の2第6号5

1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他の細菌、ウイルスなどの病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病。

基補発0428第1号2では、具体的な取扱いについて、次のとおり示している。

(1)国内の場合

ア 医師、看護師、介護従事者などの医療従事者などが新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険の対象となる。

イ 医療従事者など以外の労働者であって感染経路が特定された場合は、感染源が業務に内在していたことが明らかな場合は、労災保険の対象となる。

ウ 医療従事者など以外の労働者であって感染経路が特定されない場合は、調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような業務に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、労災保険給付の対象となる。

①複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

②顧客などの近接や接触が多い労働環境下での業務

(2)国外の場合

ア 海外出張労働者については、出張先国が多数の本感染症の発生国として、明ら



かに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張先業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断する。

イ 海外派遣特別加入者については、国内労働者に準じて判断する。

以上のことから、今回のケースでは、上記(1)イの「医療従事者など以外の労働者であって感染経路が特定された場合は、感染源が業務に内在していたことが明らかな場合」とは、認められなかったものと考えられる。

なお、当該ウイルス感染症による労災認定については、一般生活での感染が明らかでなかったことの確認（上記(1)ア）や、医学専門家から業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見（上記(1)イ、ウ）が必要となり、労災保険給付の対象となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行われる。

当該ウイルス感染症に限らず、労災保険給付に係ることは、労働者や関係医療機関からの情報による独自の判断はせずに、管轄の労働基準監督署に相談することも必要である。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)